

大学等と専門学校への経済的支援の全体像

種 別	大 学	専 門 学 校
学生数 (平成28年度学校基本調査)	256.7万人	58.9万人
	(国立) 44.4万人	(国立) 0.0万人(309人)
	(公立) 13.1万人	(公立) 2.5万人
	(私立) 199.1万人	(私立) 56.3万人
(独)日本学生支援機構奨学金 (平成27年度実績)	貸与総数: 97.5万人 (全学生数に占める割合38.0%)	貸与総数: 21.9万人 (全学生数に占める割合: 37.2%)
	貸与総額: 7,612億円	貸与総額: 1,922億円
	(無利子) 34.5万人 (同13.4%)	(無利子) 6.0万人 (同10.2%)
	2,129億円、一人当たり平均月額5.2万円	367億円、1人当たり平均月額5.3万円
	(有利子) 63.0万人 (同24.5%)	(有利子) 15.9万人 (同27.0%)
	5,483億円	1,554億円、1人当たり平均月額8.2万円
	(給付型) 2,800人(大学等計)(29年度先行実施)	(給付型) 同左
	15億円(大学等計)、一人当たり月額4万円(私立・自宅外)	同左
民間団体等(公益法人・学校等)奨学金 (平成25年度JASSO調査)	12.3万人 508億円、1人当たり平均月額3.3万円	専修学校全体: 3.8万人 152億円、1人当たり平均月額2.9万円
授業料減免等(国の助成措置) (国公立:文部科学省調べ、私立: 日本私立学校振興・共済事業団調べ)	国立大学: 15.4万人、327億円 (27年度、博士課程以外ののべ数) ^(※1)	※専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証 研究事業(H27～)
	1人当たり月額…全額免除4.5万円	
	半額免除2.2万円 ^(※2)	
	公立大学(短大含む): 1.05万人、32.7億円 (27年度、博士課程以外の実数)	
	1人当たり月額2.6万円 ^(※2)	
私立大学(短大含む) 4.1万人(延べ人数)、102億円 (27年度)		
1人当たり月額2.7万円 ^(※2)		

文部科学省作成

(※1) 免除実績は国庫支出を含む各大学での免除実績額の合計

(※2) 計算上の値であり、毎月の授業料を補助しているものではない

(独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実(平成29年度予算)

意欲と能力のある学生・生徒の進学を後押しするため、奨学金事業を大幅に拡充するとともに、返還負担を軽減。

- ①給付型奨学金を創設し、経済困難者の進学を後押し
- ②無利子奨学金の大幅拡充により、希望者全員への貸与を実現
- ③所得連動返還型奨学金制度の導入により、返還負担を大幅軽減

我が国初の給付型奨学金 過度な負担を軽減

低所得世帯の成績基準を実質撤廃 残存適格者〇の実現

返還者の状況に応じた対応 所得に応じた無理ない返還

学生が安心して学べる環境を整備

①給付型奨学金の創設 基金：70億円(新規) [平成29年度先行実施分：15億円]

経済的理由により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押し。

- 【制度概要】**
- ◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件(※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準)を満たす学生を高校等が推薦
 - ※①十分に満足できる高い学習成績を収めている者
 - ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、教科の学習で概ね満足できる学習成績を収めている者
 - ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者
 - ◇給付額：(国公立・自宅)月額2万円、(国公立・自宅外/私立・自宅)月額3万円(私立・自宅外)月額4万円 ※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金
 - ◇給付規模：2万人(1学年当たり)

<平成29年度先行実施分>

- ◇対象：私立・自宅外生と児童養護施設退所者等
- ◇給付人員：約2,800人
- ※内訳：私立・自宅外通学…約2,200人、児童養護施設退所者等…約600人

②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の実現 無利子奨学金事業費：3,502億円(279億円増) [ほか被災学生等分26億円]

- 貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実現し残存適格者を解消するとともに、低所得世帯の子供たちに係る成績基準を実質的に撤廃。
- ◇無利子奨学金貸与人員：51万9千人(4万4千人増) [ほか被災学生等分4千人]
 - ※無利子奨学金事業費のうち財政融資資金等活用分：223億円(3万6千人分)

③新たな所得連動返還型奨学金制度の確実な実施のための対応 システム開発・改修費：5.7億円(0.7億円増)

所得連動返還型奨学金制度を平成29年度進学者から確実に実施するため、システムの開発・改修等を実施。

(参考)無利子奨学金及び有利子奨学金の平成29年度事業の概況

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	51万9千人 (4万4千人増)	81万5千人 (2万9千人減)
事業費	3,502億円 (279億円増)	7,238億円 (448億円減)
うち 一般会計 復興特会等	政府貸付金 一般会計：885億円 復興特会：11億円	財政融資資金 7,003億円
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 <住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に 優秀な能力を有する ③学修意欲がある
29年度 採用者	家計	家計基準は家族構成等による(子供1人~3人世帯の場合)
		一定年収(700~1,290万円) 以下
返還期間	卒業後20年以内 <所得連動返還を選択した場合> ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (平成28年11月貸与終了者) 利率見直し 0.01% 利率固定 0.05%

給付型奨学金制度の創設

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に29年度から先行実施。本格実施は30年度から。

※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入

※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

平成29年度
先行実施

対象
拡大

平成30年度
本格実施

対象	私立自宅外生	児童養護施設退所者等	大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	【学力・資質】 十分に満足できる高い学習成績を収めている 【家計】 住民税非課税世帯	【学力・資質】 大学等における学修に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を収める見込み 【家計】 —	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等はガイドライン※を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある 【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	4万円	①国公立3万円 ②私立4万円	①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円

※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付
※国立で授業料減免を受けた場合は減額

無利子奨学金の大幅な充実

- ✓ 非課税世帯学生について、成績基準を実質的に撤廃
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を解消
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる
所得連動返還型制度を導入 最低返還額は2千円から

予算額・対象規模

<平成29年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型 (先行実施時)	約2800人	15億円 (29年度は基金として70億円を措置)

※ 本格実施後の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※ (本格実施時)	進学者 15.1万人 (平成28年度10.7万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】

各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

国立大学の授業料減免について

【意義】 経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

(国立大学法人における授業料減免の取扱い)

- 文部科学省令において、国立大学法人は、経済的理由により授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等減免など経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずる旨を規定。(→全ての国立大学法人において授業料減免制度を整備)
- 具体の授業料減免制度については、各法人の規定、基準等に基づいて判断、実施。

(参考) 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

第11条 国立大学法人は、経済的負担の軽減によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

平成29年度予算：333億円 (320億円)

※()書きは平成28年度予算額

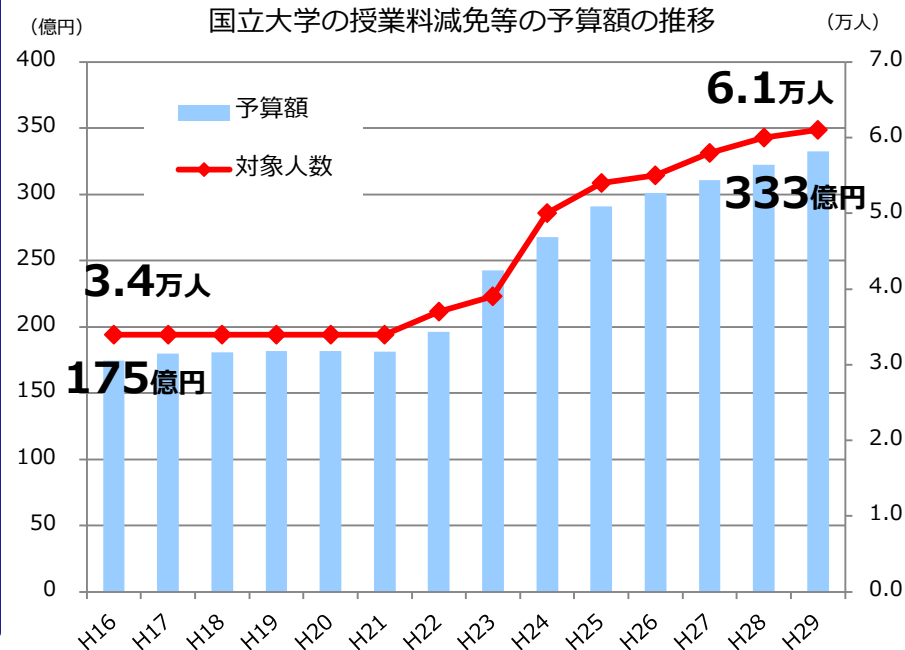
意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、授業料免除枠を拡大。

◆ **免除対象人数：対前年度0.2万人増**

平成28年度：約5.9万人→平成29年度：約6.1万人

(学部・修士) 約5.4万人→約5.6万人

(博士) 約0.6万人→約0.6万人



私立大学等の学生の経済的負担軽減(私学助成)

平成29年度予算額:102億円(86億円)

ポイント

- 経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等に対する支援を充実を図るとともに、学生の経済的負担軽減のために多様な支援策を講じる大学等を支援する。
- 減免対象人数を約1.0万人増(平成28年度:約4.8万人 → 平成29年度:約5.8万人)

支援内容

1. 授業料減免事業等支援

支援対象:経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等。

配分方法:所要経費の1/2以内で支援。

家計基準:給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下

2. 各大学における特色ある経済的支援策

(1) 卓越した学生への経済的支援

成績優秀者等への授業料減免等を実施している私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。※収容定員毎に人数の上限有り)

(2) 学内ワークスタディ

教育支援活動等に従事する学生に経済的支援を実施している私立大学等を支援。(所要経費を加算。※加算金額について上限有り)

(3) 産学合同スカラーシップ

産業界・自治体と連携した経済的支援を実施している私立大学等を支援。(産業界等から得た金額等に応じて一定額を加算。)

※上記の他、

- ・熊本地震により被災した学生に対し、授業料減免等の支援を実施する私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。)**【上記102億円の内数】**
- ・被災私立大学等復興特別補助(復興特別会計)において、東日本大震災により被災し経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施する被災3県に所在する私立大学等を支援。(福島県は、所用経費の4/5以内で支援。宮城県・岩手県は、所要経費の2/3以内で支援。)**【18億円の内数】**

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

(前年度予算額:305百万円)
平成29年度予算額:181百万円

趣旨・目的

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

【実施期間】 平成27年度～29年度
【対象】 都道府県・調査研究機関

都道府県

1. 専門学校生に対する修学支援

- 修学支援アドバイザーの配置
 - ・ 財政的生活設計に対する助言
 - ・ 学生生活相談
 - ・ 就職相談 (特に出身地や学校所在地における就職)
 - ・ 経済的困難な生徒からの情報収集 等



2. 専門学校生に対する経済的支援

3. 支援効果等に係る基礎データ収集 〔中途退学や就職内定率等のデータ収集 等〕

※ 全ての専門学校から基礎データを収集する。

私立専門学校

経済的に
修学困難な生徒
(協力者)



【経済的支援の要件】

- ・ 経済的に修学困難(生活保護世帯及びそれに準ずる世帯)
- ・ アンケート等への協力
- ・ 職業目標達成に向けた講義等の受講・成果報告

【支援対象の生徒が在籍する専門学校の要件】

- ・ 生徒への学校独自の授業料等減免の実施
- ・ 専門学校が実施する授業料等負担軽減に関する情報の公開
- ・ 質保証・向上に関する取組(学校評価) 等

協力者の
指定・支援

報告

委託



(文部科学省)

委託

調査研究機関

連携

データに基づき、施策 効果等の分析・検証

- ・ 生活行動の変化分析
- ・ 進路実現の分析
- ・ 効果的な経済的支援策の在り方検討 等

データ集約

専門学校生への修学支援の推進

経済的支援を実施する上での生徒・専門学校の要件

生徒の経済的要件

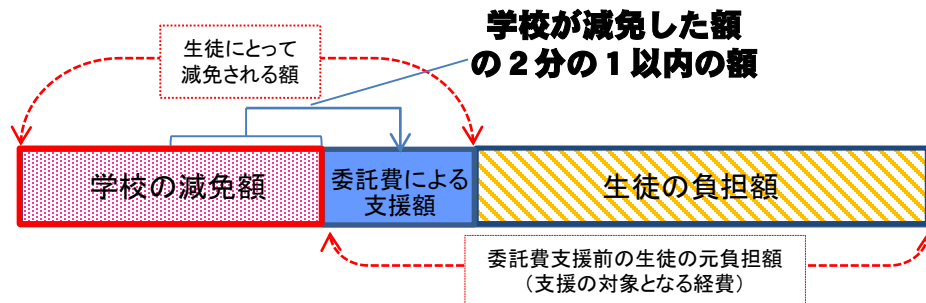
- ◆次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。
- ①生活保護世帯の生徒
- ②市町村民税所得割非課税世帯の生徒
- ③所得税非課税世帯の生徒
- ④保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒

生徒が在籍する専門学校の要件

- ◆次に掲げる要件をすべて満たす専門学校であること。
- ①私立専修学校専門課程(専門学校)であること
- ②経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免を実施していること
- ③経済的支援の概要等や財務会計に関する書類を公開していること
- ④学校評価(自己評価)を実施し、その結果を公表していること

〔経済的支援の金額及びイメージ図〕

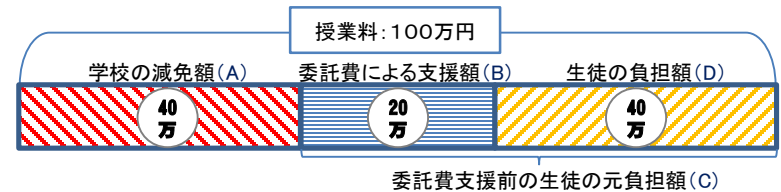
支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。



例：授業料が100万円【支援上限額(1/4)=25万円】の場合

★パターン①※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えないパターン

学校が40万円(A)の授業料減免を行った場合に、40万円の2分の1の金額である20万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を60万円(C)から40万円(D)に軽減



★パターン②※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えるパターン

学校が60万円(A)の授業料減免を行った場合に、60万円の2分の1である30万円が支援上限額を超えるため、支援上限額である25万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を40万円(C)から15万円(D)に軽減

